

安間川公園

施設使用料（単位：円）

野球場		
場所・利用区分		午前9時から午後9時まで 2時間につき
野球場（土・芝）	一般 1面につき	1,780
	小学校の児童及び中学校の 生徒1面につき	890
	場所・利用区分	1面30分つき
野球場照明灯		2,040
庭球場		
場所・利用区分		午前9時から午後9時まで 2時間につき
庭球場1～3（人工芝）	一般 1面につき	1,100
	小学校の児童及び中学校の 生徒1面につき	550
	場所・利用区分	1面30分つき
庭球場照明灯		100
備考（野球場・庭球場）		

1. 利用時間は、午前9時から午前11時まで、午前11時から午後1時まで、午後1時から午後3時まで、午後3時から午後5時まで、午後5時から午後7時まで又は午後7時から午後9時までとする。
2. 利用時間を15分以上超過し、又は繰り上げて利用する場合の当該超過又は繰上げに係る利用料金は、次のとおりとする。
 - (1) 所定の利用時間内に利用する場合は、当該超過し、又は繰り上げた時間の属する利用時間区分の利用料金に相当する額
 - (2) 所定の利用時間外に利用する場合は、1時間につき、午前9時から午後9時までの間の1時間当たりの利用料金の1.5倍に相当する額
3. 利用料金を算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。